

ICT活用教育推進プラン2020(2020年9月改訂版)について

(経緯)

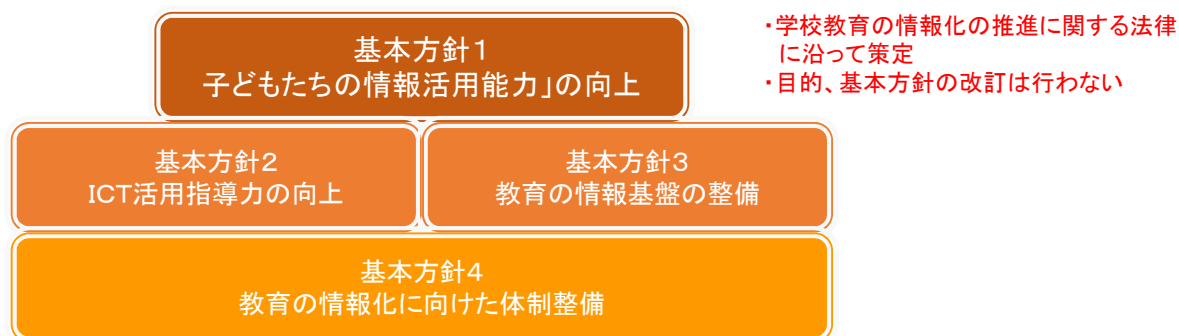
- 平成25年から平成27年の3年間、年度ごとに「大分県教育情報化推進戦略」策定。
- 平成28年3月に「大分県教育情報化推進プラン2016」(期間4年間)策定。
- 令和2年3月に「ICT活用教育推進プラン2020」(期間3年間)策定。
- 「ICT活用教育推進プラン2020」(令和2年9月改訂版)(期間2年間)に改訂。

ICT活用教育推進プラン2020(令和2年9月改訂版)のポイント

- ▷ 改訂理由:
 - ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、長期の学校休業時における児童生徒の学びの保障をする、オンライン学習の体制構築
 - ・国のGIGAスクール構想前倒しによる、令和2年度中の児童生徒1人1台端末の実現

- ▷ 目的: 超スマート社会(Society5.0)を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成

- ▷ 基本方針:



- ▷ 主な改訂内容:

○オンライン学習等の推進を踏まえた、各基本方針に対する「具体的な取組」の見直し

(主な改正点)

基本方針1 (1)ICTを活用した多様な方法による学習の促進

- 1)カ. 各教科等のねらいを達成するため、**オンライン授業を含めた**1人1台端末の効果的な活用の在り方を研究し、情報提供に努めます。
- 2)ク. **すべての学校で効果的なオンライン指導を実施できるよう、好事例を紹介します。**

基本方針2 (1)学校の教職員の資質向上

- イ. ICTを活用した授業、**オンライン学習**、情報モラル授業等を推進する教員のスキル向上を目指した研修(**オンライン研修含む**)を行います。

基本方針4 (3)ICTの活用を支援する人材の確保及び養成

- ア. 市町村と連携して教員自身のICT活用指導力の向上を目指し、**ICTアドバイザー等の外部人材を活用します。**

○計画の「期間」と、各目標指標に沿った「目標値」の見直し

- ・計画の期間: **令和2年度から令和3年度までの2年間**(GIGAスクール構想の実現の前倒しのため)
- ・指標、目標: 児童生徒のICT活用を指導する能力を持つ教員の割合(R4年度100%達成を1年前倒し)

○GIGAスクール構想の実現ロードマップの見直し

- ・小学校、中学校は、令和2年度中に1人1台端末整備 ← 令和5年度末までに整備
- ・高等学校でも大分県は令和2年度中に1人1台端末整備 ← 令和4年度末までに3人に1台整備

大分県学校教育情報化推進計画

I C T 活用教育推進プラン2020

(令和2年9月改訂版)

大分県教育委員会

令和2年9月

目 次

策定にあたって	1
第1章 現状と課題	2
1. 本県の現状と課題	
2. 国の動向	
(1) 政府の動向	
(2) 文部科学省の動向	
第2章 基本方針と施策	7
1 基本方針	
2 各施策の取組	
基本方針1 子どもたちの情報活用能力の向上	9
(1) ICTを活用した多様な方法による学習の促進	
(2) 障がいのある児童生徒のICT活用の推進	
(3) 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保	
(4) 先端技術を活用した新たな教材の研究・開発推進	
(5) 調査研究等の推進	
基本方針2 ICT活用指導力の向上	16
(1) 学校の教職員の資質向上	
基本方針3 教育の情報基盤の整備	18
(1) 学校におけるICT活用のための環境整備	
基本方針4 教育の情報化に向けた体制整備	21
(1) 学習の継続的な支援等のための体制整備	
(2) 個人情報保護等	
(3) ICTの活用を支援する人材の確保及び養成	
(4) 県民の理解と関心の増進	
参考	24

策定にあたって

(1) 策定の趣旨

大分県教育委員会は、平成25年度から平成27年度の3年にわたり、「教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成」を目的として、年度毎に「大分県教育情報化推進戦略」を策定し、本県の教育情報化を推進してきました。

その後、本県教育振興の羅針盤となる「大分県長期教育計画（『教育県大分』創造プラン2016）」の策定に合わせて、教育情報化に関わる部分を具体的に推進していくために、その中間年である平成31年度までの進行管理を行うアクションプランとして「大分県教育情報化推進プラン2016」を策定し、市町村教育委員会及び関係機関との連携の下、総合的かつ計画的に取り組む方向性を示し、取り組んできました。

この「大分県教育情報化推進プラン2016」が令和元年度に終期を迎えることから、これまでの取組の成果と課題を分析し、国の動向も勘案して、次期の指針となる「ICT活用教育推進プラン2020」（以下「プラン2020」という。）を令和2年3月に策定しました。

その後、新型コロナウイルスの事態を受け、国のGIGAスクール構想の前倒しによる児童生徒1人1台端末の令和2年度末までの整備や学校休業時における児童生徒に学びを保障するためのオンライン学習ができる体制の構築など、早急な対応が必要になり、令和2年9月にプラン2020を改訂しました。

(2) 計画の期間

プラン2020の期間は、技術革新のスピードが著しく速いことに加え、新型コロナウイルスの事態を受けたGIGAスクール構想の前倒しなど早急なICT環境の整備が必要なため、令和2年度から令和3年度までの2年間とします。

(3) 計画の構成

プラン2020は、2章構成とし、第1章では本県におけるこれまでの取組及び成果と今後の課題、教育情報化に関する国の動向を明らかにして、現状と課題としてまとめています。

第2章では、4つの基本方針とそれらに沿った11の施策を体系的に示した上で、施策毎に「取組の方向性」と「具体的な取組」を掲げています。併せて、施策の進捗状況を客観的に把握するための「目標指標」をそれぞれの基本方針で設定しています。

(4) 計画の進行管理

プラン2020の実行にあたっては、具体的な取組の進捗状況や目標指標の達成状況について、教育庁内の関係各課及び教育センターで構成する「教育情報化推進委員会」で定期的に点検・評価を行い、進捗管理に努めます。

近年の情報通信技術（以下「ICT¹」という。）の分野は、技術革新の大きな変動の時期にあるため、教育の情報化を推進する上では、取組の内容が時代の趨勢に合致した、より効果的・効率的なものとなるよう常に意識しておく必要があります。このため、プラン2020については、国の動向や社会の変化を見据えながら適宜見直しを行うこととします。

¹ Information and Communication Technologyの略で「情報通信技術」や「情報コミュニケーション技術」と訳される。

第1章 現状と課題

1. 本県の現状と課題

「大分県教育情報化推進プラン2016」では、「情報社会を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成」を目的として、「①子どもたちの情報活用能力²の向上」「②教育の情報基盤の構築」「③教育情報化に向けた環境整備」を基本方針として設定し、各施策の取組・成果・課題を毎年度議論しながら、4年間取り組んできたところです。

基本方針1 子どもたちの情報活用能力の向上

子どもたちの情報活用能力の向上を図るため、学習活動の中にICTを効果的に活用する場面を取り入れています。また、教員のICT活用指導力の向上を図るため、ICTを効果的に活用した授業改善等を行っており、小・中学校においては、発達段階に応じて情報活用能力を身に付けさせるための能力系統表を作成し、活用を促しました。特別支援学校においては、ICTを活用した授業実践のための研修を行い、タブレット型端末を活用した実践及び好事例を共有することで、子どもたちへの指導力向上を図りました。高等学校においては、電子黒板やタブレット型端末を整備したモデル校において、ICTの効果的な活用法を研究し、他校への展開を図るための公開授業を実施しました。

また、情報活用能力を向上させるため、「第1回ICTを活用した小・中学生プレゼンテーションコンテスト」を実施しました。さらに、ICT活用の推進役を担う人材の育成を目的として、「スマートデザイナー育成事業」において、これまでに70名の人材育成を行うと同時に、子どもたちがICTを適切に活用するための判断力等を身に付けるため、各教科等の学習や外部講師による講演などを通して情報モラル意識の涵養を図ってきました。

指標名	基準値 (H26年度)	実績値 (H30年度)	目標値 (H31年度)
児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合(※1)	67.3%	73.3%	95.0%
教員が授業にICTを活用して指導できる割合(※2)	73.5%	87.1%	95.0%
情報モラルなどを指導できる教員の割合(※3)	81.5%	83.6%	100%

設定した各指標については、着実に上昇しているものの、目標値には達していません。

今後の課題としては、新たな学習指導要領に対応した授業づくりや、そのための教員の資質の向上、情報モラル教育の充実、さらには、先端技術を活用した新たな学習の推進等があります。

※1 児童生徒が、コンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり選択したりできるように指導する等が「できる」「ややできる」の回答割合を示す。

※2 教員が、コンピュータや書画カメラなどのICTを活用して資料などを拡大し、効果的に提示する等が「できる」「ややできる」の回答割合を示す。

※3 児童生徒が、情報社会の一員としてルールやマナーなどを守って、情報を集めたり発信したりできるように指導する等が「できる」「ややできる」の回答割合を示す。

² 情報教育の目標の3観点(情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度)

基本方針2 教育の情報基盤の構築

子どもたちによる効果的な活用が期待されるタブレット型端末や電子黒板を中心にICT環境の整備を進めています。特に県立学校においては、モデル校を設定し、計画的な整備を行いました。その結果、教育用コンピュータ1台あたりの生徒数が2.9人となっています。さらに、令和元年度からは高大接続改革を踏まえて、プレゼンテーション実践教室の整備にも着手しました。

農業系高校においては、Web会議システムを導入し、地理的な要因等にとらわれず、専門性の高い授業を可能とする遠隔授業の実践研究を行いました。

校務の情報化については、校務支援システムの導入を図り、教職員の事務負担の軽減や子どもと向き合う時間の確保につながっています。

特別支援学校においては、学校内外でBYOD³（自己端末）の利活用について検証を行いました。さらに、学校情報セキュリティポリシーの改訂や利用形態別にネットワークを分離することで情報セキュリティを強靱化した大分教育ネットワークの運営に努めています。

指標名	基準値 (H26年度)	実績値 (H30年度)	目標値 (H31年度)
タブレット端末など教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数（※4）	5.1人	4.3人	3.8人
電子黒板のある学校の割合（※5）	70.0%	調査なし	80.0%
普通教室の校内LANの整備率（※6）	92.3%	95.7%	98.8%
超高速インターネット接続率（※7）	89.9%	99.3%	100%

設定した各指標については、ほぼ達成しています。

今後の課題としては、児童生徒1人1台端末の整備及びインフラの整備等があります。また、全市町村において、統合型校務支援システムの導入を進める必要があります。

※4 授業に利用するコンピュータの整備台数を生徒数割合で示す。

※5 全学校中で電子黒板が1台でもある学校の割合を示す。国の調査は平成28年度で終了。

※6 普通教室の有線LAN、無線LANのどちらか、又は両方の整備率を示す。

※7 インターネット回線が30Mbps以上で接続している学校の割合を示す。



(電子黒板の整備)



(プレゼンテーション実践教室の整備)

³ Bring Your Own Deviceの略。「自分のデバイスを持ち込む」という意味。

基本方針3 教育情報化に向けた環境整備

県教育委員会と市町村教育委員会が一体となった「大分県教育情報化推進本部」を中心とした教育情報化推進組織の定着を図るとともに、全ての学校において、学校C I Oや情報化推進リーダーによる教育情報化に係る進捗管理や計画的な研修が行われるよう徹底を図っています。さらに、「市町村I C T連絡協議会」を開催し、情報・意見交換をすることで県と市町村教育委員会との連携を図っています。

また、「教育県大分」の創造に向けた情報発信力を強化するため、継続的に、ホームページ及び「大分県教育庁チャンネル」(YouTube)の充実を図り、積極的な情報発信に努めています。

指標名	基準値 (H26年度)	実績値 (H30年度)	目標値 (H31年度)
I C T研修の受講状況 (※8)	65.0%	74.7%	100%
S N S ⁴ での情報発信回数 (本/月) (※9)	—	— (※10)	20本

設定した各指標については、目標値には達していません。

今後の課題としては、市町村による組織体制の強化、I C T研修による教員の意識やスキルの更なる向上、「教育県大分」の創造に向けた情報発信力の充実等があります。

※8 I C T活用指導力に関する研修を受講した教員の割合を示す。

※9 Facebook等を利用した情報発信を実施するにあたり、教育委員会で情報発信を行う回数を目標とする。

※10 教育機関におけるFacebook等の開設が進み、新たな情報発信のツールとしてS N Sの活用が定着した。



(学校C I O研修)



(情報化推進リーダー研修)

⁴ ソーシャル・ネットワーキング・サービス (英語: Social Networking Service) のこと。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築するサービスのことである。

2. 国の動向

(1) 政府の動向

平成25年(2013年)に閣議決定した「世界最先端IT国家創造宣言」では、「2010年代中に、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で1人1台の情報端末を普及するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境の構築、家庭での事前学習と連携した指導方法の充実、また、新しいモノづくりであるデジタル・ファブリケーション⁵やロボティクス⁶、プログラミングなど、学生等が将来を展望した技術を習得できる環境整備を進める」ことが示されました。

その後、AI⁷、ビッグデータ、IoT⁸といった社会の在り方そのものに影響を及ぼす先端技術が急速に進展してきています。

このような中、令和元年12月5日に「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を閣議決定し、「初等中等教育において、Society 5.0⁹という新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境(校内LAN)の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保、必要な支援を講ずることとする。あわせて教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う」ことを示しています。

(2) 文部科学省の動向

文部科学省は、平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領を改訂しました。小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施され、高等学校では令和4年度から学年進行で実施されます。

要領においては、「情報活用能力(情報モラルを含む)」を言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」であると初めて位置付け、教科等横断的にその育成を図ることとしており、そのために必要となる学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が重要としています。また、小学校では、基本的な操作の習得やプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を各教科等の特質に応じて計画的に実施すること、中学校では、技術・家庭科「情報の技術」において双方向性のあるコンテンツのプログラミングを追加すること、高等学校では、共通必修科目「情報Ⅰ」、選択科目「情報Ⅱ」を設けることなどを盛り込んでいます。

⁵ 3Dプリンタやレーザーカッターなどを用い、デジタル工作機械によって、アクリルなどの様々な素材から切り出しや成形する技術。

⁶ ロボットの設計・製作及び運転に関する研究。ロボット工学のこと。

⁷ artificial intelligenceの略。コンピュータで、記憶・推論・判断・学習など、人間の知的機能を代行できるようにモデル化されたソフトウェア・システム

⁸ Internet of Thingsの略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。

⁹ 狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)を意味する。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律（学校教育情報化推進法）」が令和元年6月28日に公布し、学校教育の情報化の推進に関する基本理念、国や地方公共団体の責務等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

令和元年6月25日に公表した「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」では、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するため、ICTを基盤として先端技術の効果的な活用に関する基本的な考え方などを示しました。

さらに、令和元年12月には、閣議決定した「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の一環として「GIGAスクール構想¹⁰の実現」を打ち出すとともに、具体的な学習活動や指導例も盛り込んだ「教育の情報化に関する手引」も作成しています。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）により、「1人1台端末」の早期実現や、家庭でも繋がる通信環境の整備等、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速することで、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を令和2年度に実現することが示されました。文部科学省は、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの力を最大限に引き出すことに資するよう、教育データの効果的な利活用を促進するために「教育データの利活用に関する有識者会議」を設置し（令和2年6月18日）必要な方策について検討を進めています。

IT総合戦略本部による閣議決定

- 平成25年 6月14日 世界最先端IT国家創造宣言について
- 平成29年 5月30日 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画について
- 平成30年 6月15日 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画について
- 令和元年12月20日 デジタル・ガバメント実行計画について

教育の情報化に関する最近の閣議決定

- 平成30年 6月15日 教育振興基本計画
- 令和元年 6月21日 経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society5.0」の挑戦～
- 令和元年 6月21日 成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップ
- 令和元年 6月21日 統合イノベーション戦略 2019
- 令和元年12月 5日 安心と成長の未来を拓く総合経済対策
- 令和2年 4月 7日 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
- 令和2年 7月17日 経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～

教育の情報化に関する文部科学省における最近の主な報告等

- 平成31年 1月25日 新しい時代に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について
- 令和元年 6月21日 学校教育の情報化の推進に関する法律（学校教育情報化推進法）
- 令和元年 6月25日 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）
- 令和2年 4月30日 公立学校情報機器整備費補助金（1人1台端末の整備）の執行について

¹⁰ 児童生徒1人1台端末、及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想

第2章 基本方針と施策

1. 基本方針

第1章の現状と課題を踏まえて教育の情報化の更なる推進を図るため、プランの目的を「超スマート社会（Society5.0）を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成」として次に掲げる4つの基本方針を設定し、これらの方針に沿った11の施策を計画的かつ総合的に推進します。

基本方針1 子どもたちの情報活用能力の向上

将来の予測が難しい社会において、子どもたちが情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくといった「情報活用能力」を育成することが重要です。また、情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも重要です。

これらを踏まえ、全ての子どもたちが超スマート社会を主体的に生きる力を育むために、各教科等のねらいに応じて、学習活動の中にICTを効果的に活用する場面を取り入れ、子どもたちの情報活用能力の向上を図ります。

併せて、AIやIoT等の先端技術の活用や自己端末の利用等に関する調査研究を進めます。

基本方針2 ICT活用指導力の向上

基本方針1を踏まえ、教員がICTを授業で活用したり、オンライン学習を実施するための教員向け研修や学校CIO¹¹、情報化推進リーダー向けの研修等を実施するとともに、校内研修の充実を図ります。

基本方針3 教育の情報基盤の整備

基本方針1を踏まえ、子どもたちによる効果的な活用が期待されるタブレット型端末や電子黒板を中心にICT環境の整備を進めると同時に、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、子どもたちの学びを保障する環境を整備します。

また、国の動向や他の自治体の先進事例等を情報提供することなどにより、市町村教育委員会によるICT環境の整備を促します。

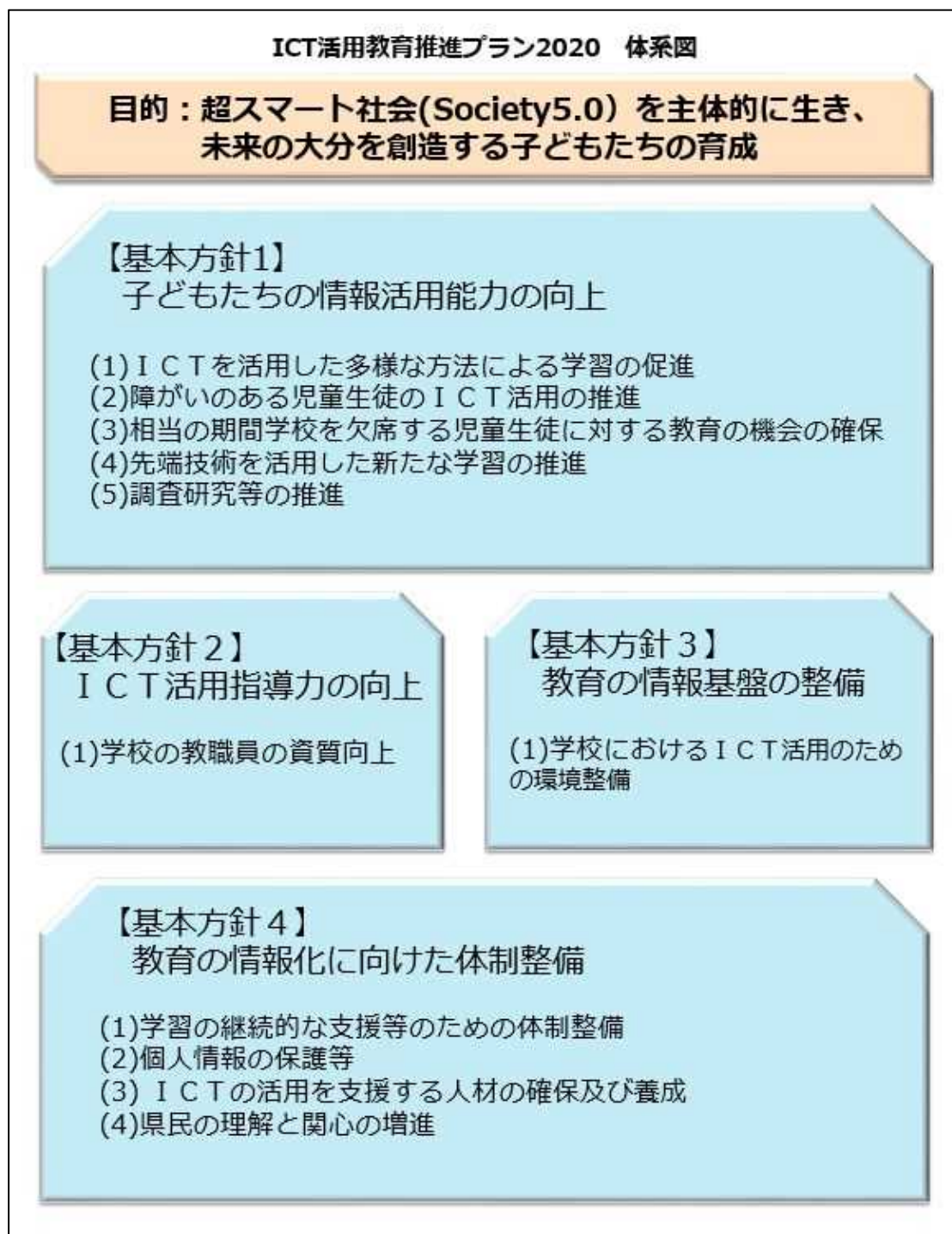
さらに、教員の授業準備や教材研究等の時間を確保するため、統合型校務支援システムの充実を図ります。

基本方針4 教育の情報化に向けた体制整備

教育情報化を組織的に推進するため、「大分県教育情報化推進本部」を中心とした教育情報化推進組織の定着を図るとともに、全ての学校において、学校CIOや情報化推進リーダーによる教育情報化に係る進捗管理や計画的な研修が行われるよう徹底を図ります。また、情報セキュリティの確保に取り組み、教職員及び子どもたちが安心して学校でICTを活用できる環境を整備するとともに、「開かれた大分県教育委員会」を目指して積極的な情報発信に一層努めます。

¹¹ Chief Information Officer。教育委員会や学校における教育情報化を推進するための体制や教員のサポート体制を整備する最高情報統括責任者。ICT活用の推進及び情報教育の充実、ICT環境整備の計画策定と実施、情報セキュリティの確保、教職員に対する研修などの実施等の事項を統括する。

体系図



2. 各施策の取組

基本方針 1 子どもたちの情報活用能力の向上

(1) ICTを活用した多様な方法による学習の促進

[取組の方向性]

小・中学校及び義務教育学校、高等学校、特別支援学校では、ICTを活用した多様な方法による学習を推進し、論理的思考力や情報活用能力を育成する授業をめざします。さらに、休業時における学びを保障するための授業づくりを推進します。

また、情報の誤認の危険性、情報発信者の責任、健康面への注意、インターネット上でのトラブル遭遇時の対応など、情報モラル教育の普及を図ります。

【具体的な取組】

1) 小・中学校における取組

- ア. 2020年からの授業づくりハンドブック【小・中学校】を活用し、「新大分スタンダード」に基づく授業改善を充実させるため、各教科等の特質に応じてICTを効果的に活用した問題解決的な展開の授業を実施し、主体的・対話的で深い学びを推進します。
- イ. 発達段階に応じて学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力を身に付けさせるための情報活用能力系統表(P.14、15)の活用を促します。
- ウ. プログラミング教育の目的及び趣旨を踏まえ、各学校においてプログラミング教育を推進するため、県内で取り組まれた事例を基に全体計画例・年間指導計画例を作成・公開します。
- エ. 児童生徒にタイピングや検索の方法など、ICTを活用するためのスキルを身に付けさせるため、各教科等の学習の中で発達段階に応じた指導を行います。
- オ. 児童生徒が、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段に慣れ親しみ、インターネット等で情報を収集、整理、分析し、自分と他者の意見を比較できる力を身に付けさせるため、各教科等の学習の中で段階的に指導を行います。
- カ. 各教科等のねらいを達成するため、オンライン授業を含めた1人1台端末の効果的な活用の在り方を研究し、情報提供に努めます。
- キ. 小学校体育専科教員活用推進校、中学校体力向上推進校において、タブレット型端末を効果的に活用した「わかる」「できる」「楽しい」体育の授業を推進します。
- ク. ICTを活用した体育の授業づくりや取組の好事例を、県のホームページに開設した情報共有サイトに収集・掲載し、県内の全教職員に向けた情報の発信を行います。
- ケ. 子どもたちの情報活用能力を向上させるため、ICTを活用した小・中学生プレゼンテーションコンテストを開催します。
- コ. 日本語指導が必要な児童生徒に、多言語翻訳アプリを活用し、学習場面で意思疎通を図る支援をし、より有効な日本語指導を行います。



2) 高等学校における取組

- ア. 「県立高等学校授業改善実施要領」に基づき、「付けたい力を意識した密度の濃い授業」をめざし、主体的・対話的で深い学びを推進するためにICTを効果的に活用します。
- イ. 知識・技能を定着させる学習や、思考力・判断力・表現力を伸ばす活動を効率よく進めるためにICTを効果的に活用します。
- ウ. 1人1台端末の効果的な活用の在り方を研究し、情報提供に努めます。
- エ. 各教科等の特性を踏まえ、地域の課題等をテーマとして課題解決型の学習に取り組むために、各教科、総合的な探究(学習)の時間などにおいて、生徒の情報活用能力の向上を図ります。
- オ. 情報科の共通必修科目「情報I」において、すべての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク(情報セキュリティを含む)やデータベースの基礎等について学習できる環境の整備と体制の構築を進めます。
- カ. 英語の授業の際に、高校生と外国語指導者(ALT)とがタブレット型端末を活用して、リアルタイムで1対1のオンラインスピーキングレッスンをを行います。
- キ. グローバル人材の育成に向けて、海外大学による双方向型オンライン講座への高校生の参加を支援します。
- ク. すべての学校で効果的なオンライン指導を実施できるよう、好事例を紹介しします。
- ケ. ICTを活用し、主体的・対話的で深い学びの学習が展開される授業の好事例をホームページ等で紹介します。
- コ. 日本語指導が必要な生徒に、多言語翻訳アプリを活用し、学習場面で意思疎通を図る支援をし、より有効な日本語指導を行います。



3) 情報モラル教育の取組

- ア. 小・中学校では、道徳科の授業の中で、ネット社会で求められる自他の権利を大切にすることを身に付けられるよう指導します。
- イ. 高等学校では、共通教科「情報」の情報モラルに関する学習を中心に、社会とのかかわりやルールを考えさせる指導により、情報社会に必要な倫理観を醸成します。
- ウ. 子どもたちのネットトラブルに対し、子ども及び教員や保護者からの相談に直接対応できる窓口を設け、トラブルの解決を支援します。
- エ. 情報モラル・情報セキュリティに関する児童生徒からの相談を受けた際の対処法や情報モラルの授業ができるよう、教材提供を行います。
- オ. 児童生徒が、情報モラルの必要性等について考え、情報社会に参画する態度を身に付けるために、専門的な知識を持った講師による「ネットトラブル・情報モラル出前授業」を実施します。
- カ. 生徒・保護者がスマートフォンやタブレット等から通報できる「いじめ匿名連絡サイト」により、いじめの早期発見・早期対応につなげます。

4) 社会教育での取組

ア. 「体験型子ども科学館O-L a b o」において、ICTを活用した科学体験講座を実施するとともに、宇宙エレベータ実験キットや電子タグ、ドローンなどのプログラミング教材を常設し、来場者が体験できるようにします。

**(2) 障がいのある児童生徒のICT活用の推進****[取組の方向性]**

障がいのある子どもの一人一人のニーズに応じた、ICT機器の効果的活用を推進します。

【具体的な取組】

- ア. 幼児児童生徒が、学校や地域生活等の様々な場面で、タブレット型端末等を自身で活用することで、社会的自立と参加を果たす力を育むための実践を行います。また、個々の特性に応じたアプリの選択や、適した操作場面・操作方法を習得できるようにします。
- イ. 特別支援学校の児童生徒が学習上・生活上の困りを解決するため、小・中学部に1人1台の端末を整備し、障がいの状態に応じて活用し、卒業後、社会で自立していきるために必要な知識・技術を身に付ける取り組みを行います。
- ウ. インターネットに接続するモバイルWi-Fiルータを整備し、個人端末や既配備のタブレット型端末を学習で活用するための環境を実現します。
- エ. 災害等による休業時を含め、学校で授業を受けることができない児童生徒に対し、ICT機器を活用し人との関わりによる学びを保障します。
- オ. 幼児児童生徒が自ら困りを解消する力を育成するために、教員のICT活用に関する知識・技能の向上を図り実践の質を高めます。
- カ. ICT活用支援教員を指定し、特別支援学校全体での報告会を通じて、実践内容の活用を促します。
- キ. 大学等の専門家を活用し、ICT活用支援教員、訪問教育担当者の研修を実施します。
- ク. 幼児児童生徒の学習面や生活面での困難さを解消し、家庭や地域生活でのタブレット型端末等の活用促進を図るため、保護者や福祉機関等を対象とした「タブレット型端末活用セミナー」を開催します。

(3) 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保**[取組の方向性]**

相当の期間、学校を欠席する児童生徒の学ぶ機会の確保に向けたICT活用を推進します。

【具体的な取組】

- ア. 不登校が長期化し、教育支援センターやフリースクール等ともつながりのない児童生徒を対象に、自宅のパソコンへ学習教材を配信し、県教育センターの家庭学習支援員が通信上や訪問などにより支援する取組を行います。

(4) 先端技術を活用した新たな学習の推進

[取組の方向性]

超スマート社会（Society5.0）の到来に対応できる人材の育成を目指し、I o TやA I等の先端技術の活用を推進します。

【具体的な取組】

- ア. 日常の教育活動において、アバター等の先端技術活用を支援するとともに、その取組事例を集め、広く県内に還流します。
- イ. 先端技術企業等との連携によってI o TやA I等の先端技術を活用した課題解決型学習を充実させ、地域産業が求めるI C T人材を育成する学校づくりを進めます。
- ウ. 地理的要因等にとらわれず、多様な教育を可能とする遠隔教育（他校との交流や教科の学びを深めるなど）を推進します。



（アバターを活用した授業の様子）



（遠隔授業の様子）

(5) 調査研究等の推進

[取組の方向性]

自己端末の利用や効果的な活用など、主体的・対話的で深い学びの充実や教職員の負担軽減のための調査研究を推進します。

【具体的な取組】

- ア. 県立高校において、タブレット型端末を教具として積極的に活用するためには、将来を見据えてBYOD（自己端末）の利用方法の検討が必要となるため、生徒の個人所有のスマートフォンやタブレット型端末を授業に活用する研究を行います。
- イ. 子どもの学びや教員の支援のための先端技術及び教育ビッグデータの利活用について、専門知識を持つ企業や団体と連携し、効果を探ります。
- ウ. 国際バカロレア認定¹²に必要なI C T環境について研究します。
- エ. デジタル教材の教員間での共有や、授業における児童生徒間の端末共有など、授業準備や授業中の負担軽減に向けて研究を進めます。

¹²国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム。国際バカロレア（IB: International Baccalaureate）は、1968年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置されたもの。

■基本方針 1 の目標指標：子どもたちの情報活用能力の向上

指標名	基準値	目標値
	H30年度	R3年度
プログラミング授業の事例公開数（本）	—	10
I C Tを活用した授業の実践事例の公開数（本） （小・中学校） （高等学校）	—	10
	—	20
プレゼンテーションコンテスト参加チーム数 （チーム）	32	45
0-Labo科学体験講座（I C T関係）に参加する児童生徒数（人）	250	300
タブレット型端末を生活（授業以外）で活用する幼児児童生徒の割合（%） （特別支援学校）	11.9	30



（プレゼンテーションコンテストの様子）



（0-Labo I C Tを活用した科学体験講座の様子）

情報活用能力系統表【参考例】 R2.6改訂版 大分県教育庁義務教育課

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力（小学校学習指導要領解説総則編）		
	低学年	中学年
A 知識及び技能	<ul style="list-style-type: none"> (7) 図書から情報を集める (4) 体験から情報を集める (9) 人に質問して情報を集める (5) 実物を見たり触ったりするなどして情報を集める (8) 手紙を書いて情報を集める (6) 数を数えたり、計測したりして情報を集める (3) デジタルカメラやタブレットなどで写真を撮影する (7) 問題の解決には必要な手順があることが分かる 	<ul style="list-style-type: none"> (7) 様々な図書や辞書を使って情報を集める (4) 準備をしてインタビューで情報を集める (9) 見学・実験・観察などで情報を集める (5) インターネットで情報を集める (8) アンケートを作成、回収して情報を集める (6) 目的に応じて、タブレット等で写真を撮影する (3) 資料から、必要な情報を見付ける (7) 問題解決の手順はさまざまに工夫することができることが分かる (9) 身近な生活でコンピュータが活用されていることに気付く
	<p>(発達段階に応じて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報モラルや情報セキュリティに対する理解 ○身近な生活に情報機器が活用されていることへの気付き ○情報機器の名称や操作スキル（キーボードによる文字入力、インターネット検索の仕方、保存の仕方 など） ○問題の解決には必要な手順があることへの気付き 	
B 思考力、判断力、表現力等	<ul style="list-style-type: none"> (7) 絵や写真を並び替えるなどの操作をして情報を整理する (4) 大切な言葉、文章を付箋やカードなどに書き出して整理する (9) 取り出した情報をもとに、図やグラフなどに整理する (5) はじめ、中、おわりの構成を考えて伝えたいことをまとめる (8) 絵や文章、写真などを組み合わせ、対応させながらまとめる (6) 順序を表す言葉を用いてまとめる (3) 実物を見せながら表現する (7) 実物投影機などのICT機器を活用して表現する (9) 伝えたいことを明確にして、それを意識して表現する (5) 事柄や意図する一連の活動の順序に沿って構成や組み合わせを考える 	<ul style="list-style-type: none"> (7) 集めた情報を適切な方法で蓄積する 集めた情報を分類したり、順番を付けたりして整理する (4) 事実や他者の考えと自分の考え、分かっていることとたずねられていることなど、文章に書かれていることを分類して情報を整理する (9) 表やグラフに表して、情報を整理する (5) 見つけた情報から、必要な情報を選択する (8) 引用したり要約したりして情報をまとめる (6) 大切な言葉や部分を強調してまとめる (3) 大切な言葉や部分を強調して表現する (7) 他者の意見と自分の意見を関連させながら表現する (9) 意図する一連の活動を実現するため、どのような動きの組み合わせが必要かを考える (5) 内容の中心を明確にし、まとまりをつくったり、自分の考えと理由の関係を明確にしたりしてまとめる
C 学びに向かう力、人間性等	<ul style="list-style-type: none"> (7) 身の回りには間違った情報やその情報があることを知り、それらを適切に取扱おうとする態度 (4) 電話番号などの個人情報が悪用される危険性があることを知り、自分や他人の個人情報を大切にすること (9) 自分たちの身の回りの情報機器に親しみ、すすんで利用しようとする (5) 友だちと協力して活動に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> (7) 個人情報の保護や著作権の尊重などの配慮が必要なことを理解し、それらを大切にしようとする態度 (4) 情報モラルの大切さが分かり、発信する情報の適正さを考え行動しようとする態度 (9) 他人の情報の大切さが分かり、適切に取り扱おうとする態度 (5) 身の回りにはさまざまな情報機器が活用されていることに気付くとともに、目的に応じて利用しようとする (8) 課題の解決に向け、粘り強くやり抜こうとする
考えるための技法	<ul style="list-style-type: none"> 【順序付ける】 複数の対象について、ある視点や条件に沿って対象を並び替える 【比較する】 複数の対象について、ある視点から共通点や相違点を明らかにする 【分類する】 複数の対象について、ある視点から共通点のあるもの同士をまとめる 【抽象化する（一般化する、統合する）】 対象に関する上位概念や法則を挙げたり、複数の対象を一つにまとめたりする 【関連付ける】 複数の対象がどのような関係にあるかを見付ける あるいはある対象に属するものを見つけて増やしていく 【多面的に見る・多角的に見る】 対象のもつ複数の性質に着目したり、対象を異なる複数の角度から捉えたりする 【具体化する（個別化する、分解する）】 対象に関する上位概念・規則に当てはまる具体例を挙げたり、対象を構成する下位概念や要素に分けたりする 【構造化する】 考えを構造的（網構造・層構造など）に整理する 【理由付ける（原因や根拠を見付ける）】 対象の理由や原因、根拠を見付けたり予想したりする 【見通す（結果を予想する）】 見通しを立てる。物事の結果を予想する <p>※発達段階に応じて活用したり、各教科等の学習において適切に発揮したりするようにする <small>（詳細は小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編80～）</small></p>	

情報活用能力系統表【参考例】 R2.6改訂版 大分県教育庁義務教育課

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力（小学校学習指導要領解説総則編）		
	高学年	中学校
A 知識及び技能	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 目的に応じてICT機器を選択して情報を集める (イ) 電子メールで情報を集める (ロ) 辞典等から情報を集める (ハ) 新聞記事等から情報を集める (ニ) 使用するICTの特性を生かしながら情報を集める (ホ) 複数の資料から、目的に応じて特定の情報を見付ける (ヘ) 問題解決の手順を論理的に組み立てることのよさが分かる (コ) 体験を通して、プログラムの働きやよさ、情報技術が社会を支えていることに気付く 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 数の資料から、目的や必要に応じた情報を取り出す (イ) 複数の表やグラフからデータを読み取る (ロ) 目的や必要に応じた適切な方法で情報を検索する
	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラルや情報セキュリティに対する理解 ○身近な生活に情報機器が活用されていることへの気付き ○情報機器の名称や操作スキル ○問題の解決には必要な手順があることへの気付き 	<ul style="list-style-type: none"> (イ) インターネットで情報を集める (ロ) 情報に関する法・制度やマナーの意義
B 思考力、判断力、表現力等	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 目的に応じて、見付けた情報や整理した情報を比較したり、分類したりする (イ) 問題の解決に必要な情報を、視点を定めて整理したり、多面的に検討したりする (ロ) 収集した情報を比較したり、分類したり、関連付けたりして、活用しやすいように情報を整理する (ハ) 引用したり、実例を挙げたりして、根拠や理由を示してまとめる (ニ) グラフや表を引用してまとめる (ホ) 考えと根拠を区別してまとめる (ヘ) 相手の状況に応じて、表現方法を工夫する (コ) 意図する一連の活動を実現するため、動きの組み合わせや意図した活動に近づく改善策を考える 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 複数の資料から、目的に応じて特定の情報を見付け出し、関連付ける (イ) 複数の資料の情報を、目的に応じて整理したり解釈したりする (ロ) 情報の受け手の状況に応じて、適切に情報を発信する (ハ) 複数のグラフを比較したり関連付けたりして、傾向を読み取る (ニ) 「考えるための技法」注)を適切に活用して、情報を整理したり、自分の考えを明確にしたりする (ホ) 整理・処理・解釈した情報をもとに比較・関連付けたり、多面的に考察したりするなどして判断する
	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 電子メール・掲示板・SNS等の特性を理解し、適切に利用しようとする態度 (イ) 適切な情報モラルを身に付け、情報に対する責任について考え行動しようとする態度 (ロ) 他人の情報大切に、適切に取り扱おうとする態度 (ハ) 身の回りの情報機器を、問題の解決や意図、目的に応じて適切に利用しようとする (ニ) 情報技術のよさや価値を社会や自らの将来に関連付けて考える 	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 電子メール・掲示板・SNS等の利用を通して、人権や著作権などの尊重が重要であることを理解し、適切な行動をしようとする態度 (イ) 情報の誤認性や危険性を理解した上で、適切に利用しようとする態度 (ロ) 自分の健康面に留意して、適切に利用しようとする態度
C 学びに向かう力、人間性等	<ul style="list-style-type: none"> 【順序付ける】 複数の対象について、ある視点や条件に沿って対象を並び替える 【比較する】 複数の対象について、ある視点から共通点や相違点を明らかにする 【分類する】 複数の対象について、ある視点から共通点のあるもの同士をまとめる 【抽象化する（一般化する、統合する）】 対象に関する上位概念や法則を挙げたり、複数の対象を一つにまとめたりする 【関連付ける】 複数の対象がどのような関係にあるかを見付ける あるいは対象に関係するものを見付けて増やしていく 【多面的に見る・多角的に見る】 対象のもつ複数の性質に着目したり、対象を異なる複数の角度から捉えたりする 【具体化する（個別化する、分解する）】 対象に関する上位概念・規則に当てはまる具体例を挙げたり、対象を構成する下位概念や要素に分けたりする 【構造化する】 考えを構造的（網構造・層構造など）に整理する 【理由付ける（原因や根拠を見付ける）】 対象の理由や原因、根拠を見付けたり予想したりする 【見通す（結果を予想する）】 見通しを立てる。物事の結果を予想する <p>※発達段階に応じて活用したり、各教科等の学習において適切に発揮したりするようにする （詳細は小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編P80～）</p>	

基本方針２ ICT活用指導力の向上

(1) 学校の教職員の資質向上

[取組の方向性]

子どもたちの情報活用能力を育成する授業づくりや情報モラル向上のための研修の充実を図ります。また、休業時の子どもの学びを保障するため、オンラインを活用した授業づくりなどの研修も導入します。

【具体的な取組】

- ア. 授業におけるICTの効果的な活用ができるよう、ICTの効果的活用研修を実施するとともに授業実践例をホームページに公開します。
- イ. ICTを活用した授業、オンライン学習、情報モラル授業等を推進する教員のスキル向上を目指した研修（オンライン研修含む）を行います。
- ウ. 学校CIO研修を年1回実施し、教育の情報化の意義・目的、学校CIOの役割等の理解を図ります。
- エ. 情報化推進リーダー研修を年1回（小・中学校は教育事務所単位）実施し、教育情報化の最新動向や情報モラル・セキュリティに関する研修、実践事例の発表や研究協議を行い各学校の校内研修につなげます。
- オ. 校内研修については、実施計画書・実施報告書の提出を求め、年間を通して計画的な研修を推進します。
- カ. タブレット型端末や電子黒板等の操作研修や、情報モラルの授業実践を目的とした出前研修を実施します。
- キ. 小学校の教員対象の出前研修等により、プログラミング教育を取り入れた授業づくりを支援します。
- ク. 1人1台端末の整備に伴う指導力向上のための研修を、市町村と協力して進めます。
- ケ. ICTを活用した小・中学生プレゼンテーションコンテストの実施に向けて、児童生徒を指導する教員の指導能力向上のためのセミナーを実施します。
- コ. 特別支援学校では、幼児児童生徒が自ら困りを解消する力を育成するために、教員のICT活用に関する知識・技能の向上を図り実践の質を高めます。
- サ. 特別支援学校では、ICT活用支援教員を指定し、特別支援学校全体での報告会を通じて、実践内容の活用を促します。
- シ. 特別支援学校では、大学等の専門家を活用し、ICT活用支援教員、訪問教育担当者の研修を実施します。



(情報活用力スキルアップ研修の様子)

■基本方針2の目標指標：ICT活用指導力の向上

指標名	基準値	目標値
	H30年度	R3年度
授業にICTを活用して指導する <u>能力</u> を持つ教員の割合(%)	73.3	100
児童生徒のICT活用を指導する <u>能力</u> を持つ教員の割合(%)	73.3	100
情報活用の基盤となる知識や態度について指導する <u>能力</u> を持つ教員の割合(%)	83.6	100
ICT活用研修の受講状況(%)	74.7	100

ICT活用指導力向上のための研修計画(令和2年度予定)	
月	行事名
4	ICT基本操作研修会(高)
5	公立小・中学校CIO研修 県立学校CIO研修
7	新規採用栄養教諭研修「ICT研修」(小・中・特) 新規採用養護教諭研修「ICT研修」(小・中・高・特) 情報活用カススキルアップ研修
9	ICT管理研修会(高)
10	初任者研修「ICT活用・人権教育・保健教育」(特・特級) 初任者研修「総合的な学習の時間・ICT活用」(中)
11	公立小・中学校情報化推進リーダー研修(大分) 初任者研修「総合的な学習の時間・ICT活用」(小) 公立小・中学校情報化推進リーダー研修(日田) 公立小・中学校情報化推進リーダー研修(中津) 公立小・中学校情報化推進リーダー研修(佐伯) 県立学校情報化推進リーダー研修 公立小・中学校情報化推進リーダー研修(竹田) 公立小・中学校情報化推進リーダー研修(別府)
12	初任者研修「ICT活用」(高) フォローアップ研修「教科指導力向上」(高)
1	フォローアップ研修「教科指導力向上」(小)(中)(特)
通年	出前研修(ICTを活用した授業づくり) 出前研修(情報モラル) 出前研修(プログラミング教育) オンライン研修(オンライン学習)

注) 能力は、質問項目において「できる」「ややできる」と回答した割合である。

基本方針3 教育の情報基盤の整備

(1) 学校におけるICT活用のための環境整備

[取組の方向性]

学習環境と教育の質の向上及び休業時の学びの保障に向け、タブレット型端末や電子黒板等の更なる整備・充実を図ります。また、校務に係る教職員の負担を軽減し、教員の授業準備や教材研究等の時間を確保するため、統合型校務支援システムの充実を図ります。

【具体的な取組】

- ア. 県立学校でタブレット型端末や電子黒板等を授業で活用できるよう、研修を行いながら充実した整備をします。
- イ. 文部科学省が示したGIGAスクール構想の実現に向けて、ネットワーク環境や小・中学校の児童生徒1人1台端末の整備を市町村とともに推進します。
- ウ. 様々な教育用コンテンツの利用を可能にする授業用クラウドの整備の充実を図ります。
- エ. 県立学校の教育用コンピュータ教室の今後のあり方を検討します。
- オ. 新学習指導要領及び大学入試改革に対応した、大分県学校総合成績管理システム(Arms) 高校版・中学校版の機能強化及び特別支援学校での統合型校務支援システムの活用を図ります。
- カ. 市町村の統合型校務支援システム共同調達を支援します。
- キ. 市町村教育委員会と連携し、安定したインターネット接続環境を提供します。
- ク. 国の動向や他の自治体の先進事例等を市町村ICT連絡協議会で情報共有し、市町村立学校のICT環境の整備を促します。
- ケ. 動画等の大容量の配信に対応できる、超高速インターネット環境(SINET¹³)の整備方法について研究します。
- コ. 特別支援学校の児童生徒が学习上・生活上の困りを解決するため、小・中学部に1人1台の端末を整備します。
- サ. 小・中学校において、ICT活用目標の達成を推進します。
- シ. 全ての学校でオンライン学習を実施できる環境整備を図ります。

■基本方針3の目標指標：教育の情報基盤の整備

指標名	基準値	目標値
	H30年度	R3年度
教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(人)	4.3	1.0
普通教室の無線LAN整備率(%)	63.6	100
超高速インターネット(100Mbps以上)接続率(%)	72.3	100
統合型校務支援システムの整備状況(%)	41.4	100

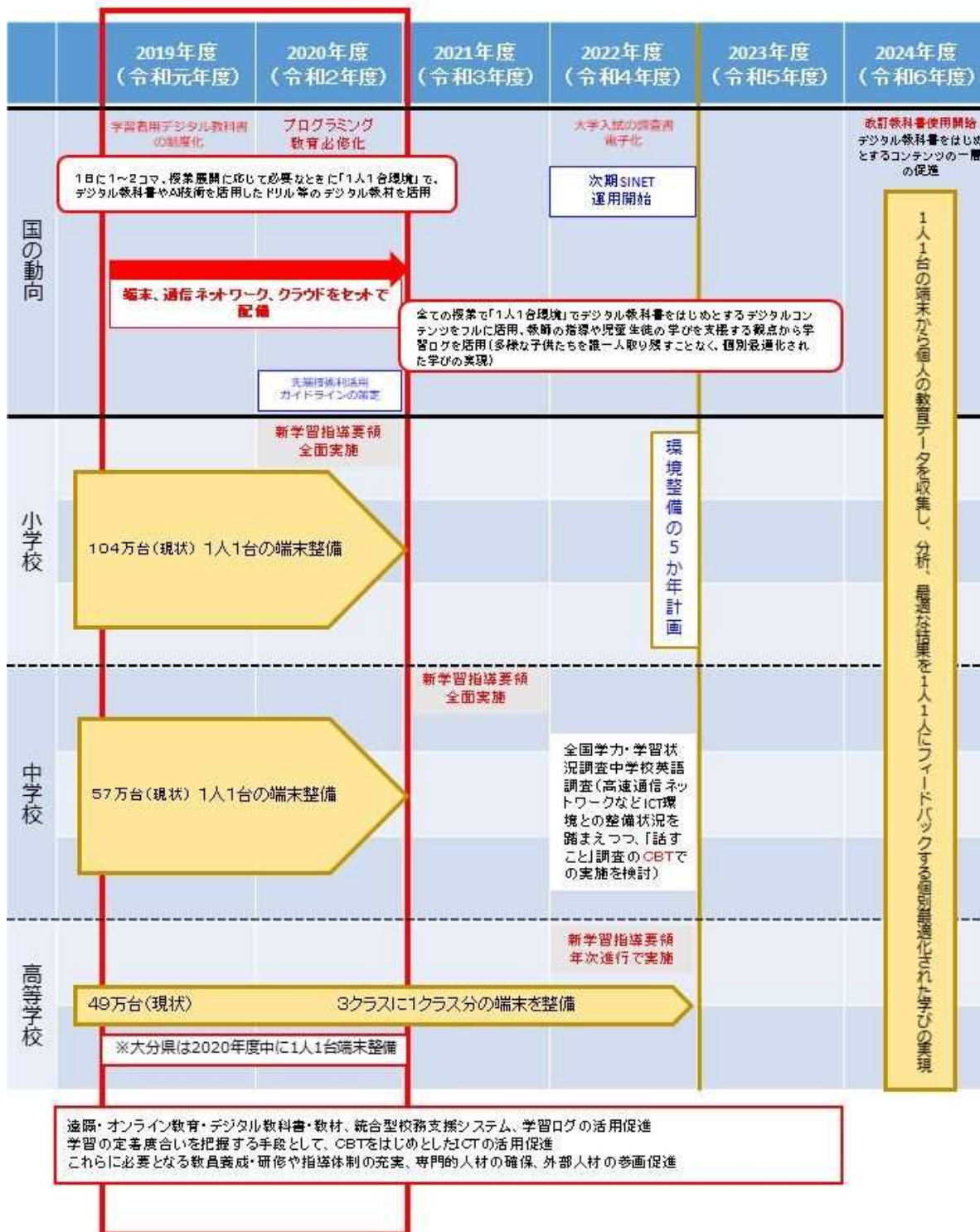
¹³ Science Information NETwork。全国にノード(ネットワークの接続拠点)を設置し、大学、研究機関等に対して先進的なネットワークを提供する。

【GIGAスクール構想】

GIGAスクール構想の実現ロードマップ

※ Global and Innovation Gateway for All

～令和時代のスタンダードとしての学校ICT環境を整備し、全ての子供1人1人に最もふさわしい教育を～



【1人1台端末導入後のICT活用目標】

○各年度におけるICT活用目標

《令和2年度》

(目標)

- ・全学年において、1人1台端末整備後、各クラス1日1～2回以上活用
- ・全学校においてオンライン学習ができる体制を整える

《令和3年度》

(目標)

- ・全学年において、各クラス1日2～3回以上活用
- ・全ての授業においてオンライン学習ができる体制を整える

基本方針 4 教育の情報化に向けた体制整備

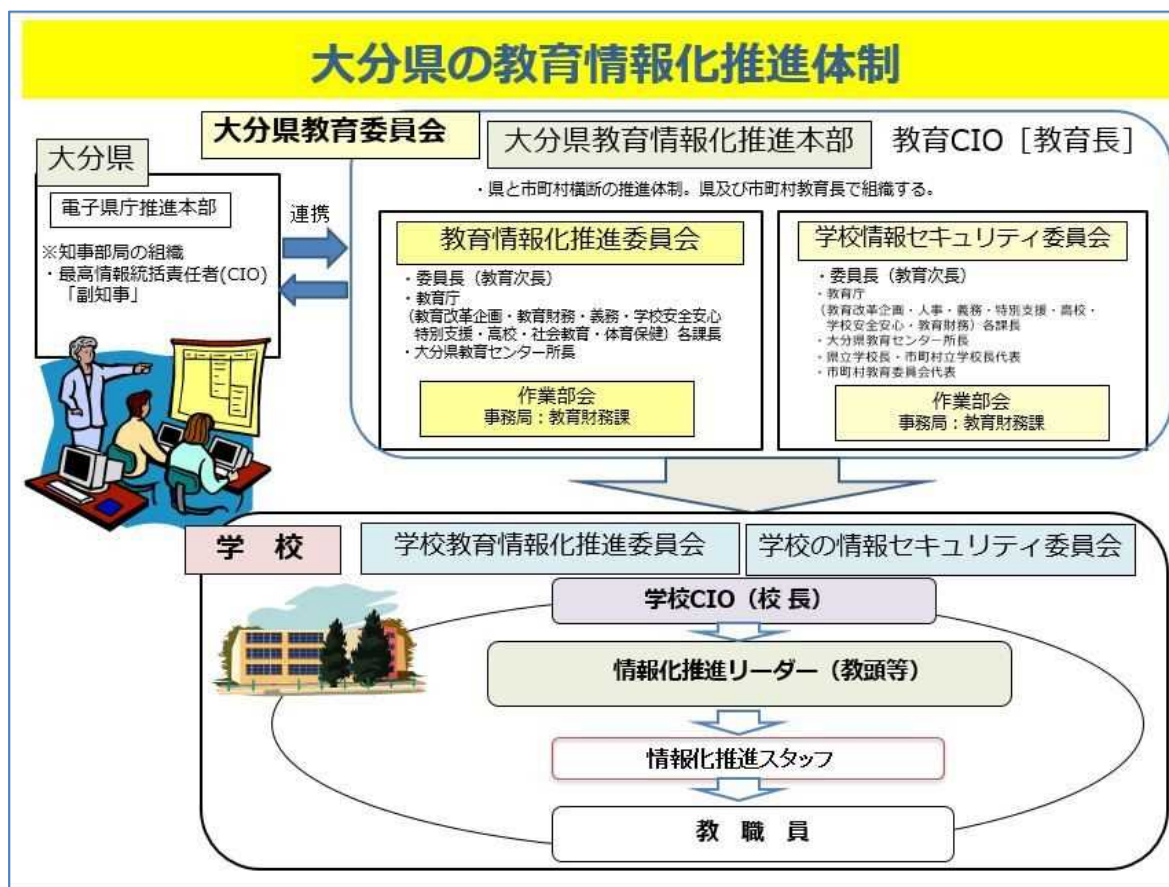
(1) 学習の継続的な支援等のための体制整備

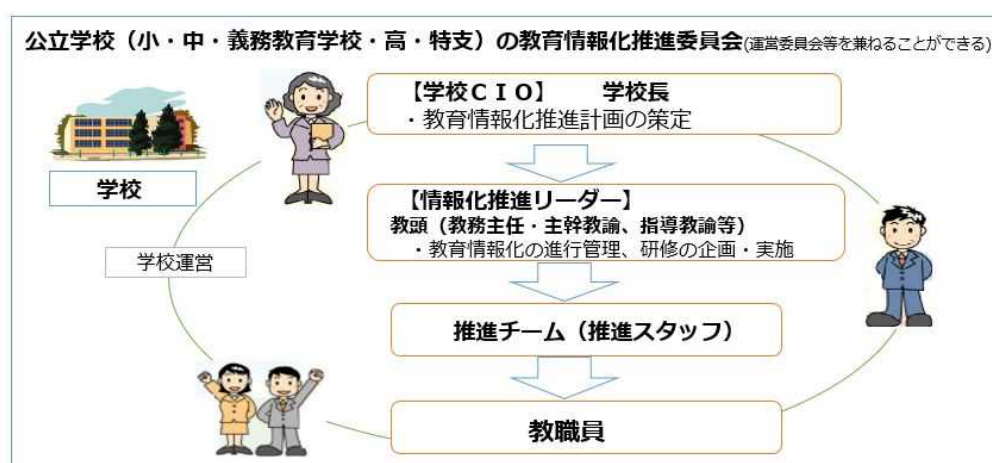
[取組の方向性]

市町村教育委員会と連携し、教育の情報化を組織的に推進します。

【具体的な取組】

- ア. 市町村教育長参加の「大分県教育情報化推進本部」会議を開催します。
- イ. 「市町村ICT連絡協議会」を開催し、教育情報化の取組を情報共有することで県と市町村教育委員会との密な連携を図ります。
- ウ. 全ての学校に「学校教育情報化推進委員会」を設置し、学校長を「学校CIO」、教頭等を「情報化推進リーダー」と位置づけ、校内推進組織の定着を図るとともに、学校の教育情報化推進計画（学校運営計画）に基づく、組織的な教育情報化を推進します。
- エ. 教育情報化に関する先進事例の共有や本県の教育情報化推進に向けた協議の場として、教育情報化カンファレンスを年1回開催します。
- オ. 大分県教育員会ヘルプデスクにおいて、ICT機器等に関する相談対応等の支援をします。





(2) 個人情報の保護等

【取組の方向性】

「大分県学校情報セキュリティポリシー」を情報社会の変化に対応した内容に改訂し、教職員や子どもたちが日常的にICTを安全・安心に活用できる環境を構築するとともに、外部からの脅威に対し個人情報保護等の危機管理の徹底を図ります。

【具体的な取組】

- ア. 「大分県学校情報セキュリティポリシー」をタブレット型端末やクラウドの利用など、時代の変化に対応した内容に改訂し、周知徹底を図ります。
- イ. 公立学校が作成する学校情報セキュリティポリシーの作成を支援します。
- ウ. 市町村教育委員会と連携して、小・中学校の安心・安全なインターネット接続環境を構築するため、情報セキュリティ対策の強化を促します。
- エ. 標的型攻撃など複雑かつ高度化されたセキュリティ上の脅威に対応するため、サーバやネットワーク機器の更新、資産管理ソフトやフィルタリングソフトの導入により、不正接続や有害情報の閲覧を禁止するなど対策を強化します。
- オ. 情報化推進リーダー研修会において、情報セキュリティ研修を実施します。
- カ. 各学校では、情報化推進リーダーを中心に、情報セキュリティ研修を年1回以上実施します。

(3) ICTの活用を支援する人材の確保及び養成

[取組の方向性]

市町村と連携して、ICTアドバイザー等の外部人材などを活用し、教員の資質の向上を図ります。

【具体的な取組】

ア. 市町村と連携して、教員自身のICT活用指導力の向上や児童生徒と向き合う時間の確保をめざし、ICTアドバイザー等の外部人材を活用します。

(4) 県民の理解と関心の増進

[取組の方向性]

「開かれた大分県教育委員会」を一層推進するため、本県教育にかかる様々な取組を県民に分かりやすく情報発信し、県民の本県教育に対する興味・関心の喚起と理解促進に努めます。

【具体的な取組】

ア. Webサイト（大分県教育委員会ホームページ）やYouTube（大分県教育庁チャンネル）、広報紙、テレビ等を活用し、大分県の教育に関する情報をよりリアルタイムに発信します。

■基本方針4の目標指標：教育の情報化に向けた体制整備

指標名	基準値	目標値
	H30年度	R3年度
学校情報セキュリティポリシーの整備率（％）	45.2	100
「教育庁チャンネル」動画の年間制作数（本）	47	50

【参考】

「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の推移

文部科学省が毎年3月に実施する「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」結果によれば、本県のICT環境の整備状況は表1のようになります。①教育用コンピュータ、②校務用コンピュータ、③普通教室の校内LAN、④普通教室の無線LAN、⑤超高速インターネット（30Mbps以上）の整備率は、いずれも全国的に見て比較的上位に位置しています。

しかし、⑦普通教室における大型提示装置整備率は平成30年度59.5%（全国16位）、⑧統合型校務支援システムの整備状況は平成30年度41.4%（全国29位）にとどまっており、また、特別教室は未整備であるので、今後、早急に整備すべきと考えます。また、文部科学省は平成29年度から⑥超高速インターネット（100Mbps以上）の調査を開始しており、より高速なネット環境の準備が必要です。

表1 学校におけるICT環境の整備状況

調査項目	H27年度 大分県平均 (全国平均) 全国順位	H28年度 大分県平均 (全国平均) 全国順位	H29年度 大分県平均 (全国平均) 全国順位	H30年度 大分県平均 (全国平均) 全国順位
①教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数	4.9人 (6.2人) 9位	4.9人 (5.9人) 12位	4.3人 (5.6人) 8位	4.3人 (5.4人) 9位
②教員の校務用コンピュータの整備率	122.5% (116.1%) 18位	122.4% (118.0%) 26位	140.3% (119.9%) 2位	143.8% (120.5%) 2位
③普通教室の校内LAN整備率	92.7% (87.7%) 15位	94.5% (88.9%) 12位	94.8% (90.2%) 13位	95.7% (89.9%) 9位
④普通教室の無線LAN整備率	50.2% (26.1%) 4位	54.9% (29.6%) 4位	67.2% (34.5%) 2位	63.6% (41.0%) 5位
⑤超高速インターネット接続率 (30Mbps以上)	91.2% (84.2%) 11位	93.6% (87.2%) 11位	98.2% (91.8%) 9位	99.3% (93.9%) 6位
⑥超高速インターネット接続率 (100Mbps以上)	—	—	69.2% (63.2%) 13位	72.3% (70.3%) 18位
⑦普通教室の大型提示装置整備率	—	—	—	59.5% (52.2%) 16位
⑧統合型校務支援システムの整備状況	—	—	40.6% (52.5%) 26位	41.4% (57.5%) 29位

平成30年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より

また、教員のICT活用指導力の状況（表2）は、「できる」「ややできる」と回答した割合であります。平成29年度では、すべての調査項目で全国10位内に位置しており、教員の能力の向上が確実に図られています。しかし、平成30年度はより高いレベルの能力を問う設問に変更されており、全国順位を下げる結果となっています。

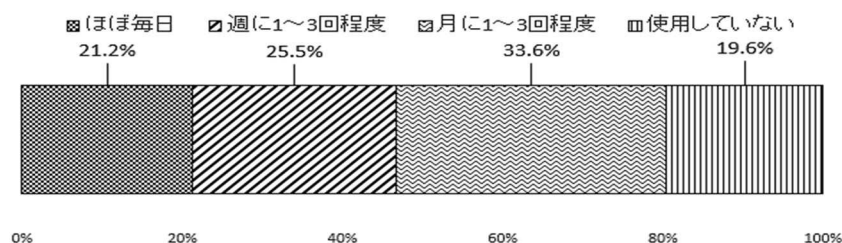
表2 教員のICT活用指導力の状況

調査項目	H27年度 大分県平均 (全国平均) 全国順位	H28年度 大分県平均 (全国平均) 全国順位	H29年度 大分県平均 (全国平均) 全国順位	H30年度 大分県平均 (全国平均) 全国順位
①教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	88.7% (83.2%) 8位	89.7% (84.0%) 8位	89.7% (84.8%) 8位	87.1% (86.2%) 25位
②授業中にICTを活用して指導する能力 (H30～) 授業にICTを活用して指導する能力	76.5% (73.5%) 14位	78.6% (75.0%) 13位	82.4% (76.6%) 9位	73.3% (69.7%) 12位
③児童生徒のICT活用を指導する能力	68.4% (66.2%) 20位	68.7% (66.7%) 20位	73.7% (67.1%) 9位	73.3% (70.2%) 16位
④情報モラルなどを指導する能力 (H30～) 情報活用の基礎となる知識や態度について指導する能力	83.0% (78.9%) 11位	83.7% (80.0%) 11位	85.9% (80.6%) 7位	83.6% (80.5%) 12位
⑤校務にICTを活用する能力	82.5% (79.4%) 14位	83.4% (80.2%) 13位	85.2% (80.2%) 9位	④に統合

平成30年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より

「平成30年度大分県公立学校教員独自アンケート」結果（H31.3月実施）

問：あなたは授業の中で、電子黒板やプロジェクタ、書画カメラ、タブレット型端末などをどの程度活用していますか。



学校教育の情報化の推進に関する法律 概要

第一 目的（1条）

高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要

全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の育成に貢献

第二 定義（2条）

学校教育の情報化：学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育の充実並びに学校事務における情報通信技術の活用

第三 基本理念（3条）

- ① 情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施
- ② デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進
- ③ 全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恵沢を享受
- ④ 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上
- ⑤ 児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保
- ⑥ 児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮

第四 国の責務等（4～6条）

国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定

第五 法制上の措置等（7条）

政府は、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと

第六 推進計画（8・9条）

1. 文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定（総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議）
2. 地方公共団体も計画を策定（努力義務）

第七 基本的施策※（10～21条）

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. デジタル教材等の開発及び普及の促進 2. 教科書に係る制度の見直し 3. 障害のある児童生徒の教育環境の整備 4. 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保 5. 学校の教職員の資質の向上 6. 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備 | <ol style="list-style-type: none"> 7. 学習の継続的な支援等のための体制の整備 8. 個人情報の保護等 9. 人材の確保等 10. 調査研究等の推進 11. 国民の理解と関心の増進 <p>※ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力</p> |
|--|---|

第八 学校教育情報化推進会議（22条）

1. 関係行政機関相互の調整を行う学校教育情報化推進会議を政府内に設置
2. 1.の調整を行うに際しては、有識者で構成する学校教育情報化推進専門家会議の意見を聴取

（令和元年6月28日公布・施行）

I C T活用教育推進プラン2020

令和2年3月 策定（令和2年9月 改訂）

製作・発行 大分県教育委員会（教育財務課）

ホームページURL：<https://www.pref.oita.jp/soshiki/31120/>

関係所属	教育改革・企画課	097(506)5420
	教育財務課	097(506)5463
	学校安全・安心支援課	097(506)5541
	義務教育課	097(506)5534
	特別支援教育課	097(506)5562
	高校教育課	097(506)5611
	社会教育課	097(506)5526
	人権教育・部落差別解消推進課	097(506)5554
	体育保健課	097(506)5639
	教育センター	097(569)0118